

報告7号

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則等の一部を改正する
規則~~（案）~~要綱

環境部 環境保全温暖化対策課
環境部 廃棄物対策課
観光文化部 文化財課
建設部 建築指導課
教育委員会事務局 家庭・地域学びの課

事項	説明
1 改正の理由	長野市公告式条例の一部改正に伴い、改正するもの
2 改正の内容	次に掲げる規則の規定による公示等は、長野市公告式条例の規定の例により行うものと定める（第1条、第2条、第3条、第4条、第5条関係）。 (1) 長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則 (2) 旧長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例施行規則 (3) 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則 (4) 長野市青少年保護育成条例施行規則 (5) 長野市伝統環境保存条例施行規則
3 施行期日等	令和8年4月1日から施行する。
4 審議状況	法規審査委員会の決定 8月6日

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則等の一部を改正する
規則（案）

（長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則（平成22年長野市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第46条第2項中「よるほか、インターネットの利用その他の適切な方法に」を削る。

（旧長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例施行規則を廃止する規則（令和5年長野市規則第37号）附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則による廃止前の長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例施行規則（令和2年長野市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第18条中「に定める掲示場における掲示その他市長が適当と認める方法」を「の規定の例」に改める。

（都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部改正）

第3条 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則（昭和47年長野市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第11条中「市が設置する掲示場（」を削り、「別表に掲げるもの）に掲示して」を「の規定の例により」に改める。

（長野市青少年保護育成条例施行規則の一部改正）

第4条 長野市青少年保護育成条例施行規則（平成14年長野市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表の掲示場に掲示して」を「の規定の例により」に改める。

（長野市伝統環境保存条例施行規則の一部改正）

第5条 長野市伝統環境保存条例施行規則（昭和58年長野市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「長野市公告式条例（昭和41年長野市条例第1号）別表の掲示場に、」を削り、「を掲示して」を「について」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による告示は、長野市公告式条例（昭和41年長野市条例第1号）の規定の例により行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則第46条第2項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う公表について適用し、施行日前に行った公表については、なお従前の例による。
(旧長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例施行規則を廃止する規則附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則による廃止前の長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例施行規則第18条の規定は、施行日以後に行う公表について適用し、施行日前に行った公表については、なお従前の例による。
(都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則第11条の規定は、施行日以後に行う公告について適用し、施行日前に行った公告については、なお従前の例による。
(長野市青少年保護育成条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第4条の規定による改正後の長野市青少年保護育成条例施行規則第4条の規定は、施行日以後に行う公示について適用し、施行日前に行った公示については、なお従前の例による。
(長野市伝統環境保存条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 6 第5条の規定による改正後の長野市伝統環境保存条例施行規則第2条の規定は、施行日以後に行う告示について適用し、施行日前に行った告示については、なお従前の例による。

長野市青少年保護育成条例施行規則 新旧対照表【第4条関係】

改正後	改正前
<p>○長野市青少年保護育成条例施行規則 平成14年9月27日長野市規則第32号 (指定の公示)</p> <p>第4条 条例第6条第3項の規定による指定の公示は、長野市公告式条例(昭和41年長野市条例第1号) <u>の規定の例により</u> 行うものとする。</p>	<p>○長野市青少年保護育成条例施行規則 平成14年9月27日長野市規則第32号 (指定の公示)</p> <p>第4条 条例第6条第3項の規定による指定の公示は、長野市公告式条例(昭和41年長野市条例第1号) <u>別表の掲示場に掲示して</u> 行うものとする。</p>